

24 契 第2751号
平成25年3月25日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

工事関係取り扱い等の改正について（通知）

このことについて、平成25年4月1日より、下記のとおり改正いたしますので、通知いたします。

記

1 主任技術者の兼務の取り扱いについて

建設業法施行令第27条第2項における「近接した場所」の取り扱いについて、当面の間、一部を追加します。

※詳しくは市ホームページ「会津若松市の入札・契約情報」>1. お知らせ・通知」をご覧ください。

2 現場代理人の常駐義務緩和要件の取り扱いについて

現場代理人の現場常駐義務の緩和措置要件について、当面の間、近接要件の取り扱いの一部を追加します。

※詳しくは市ホームページ「会津若松市の入札・契約情報」>1. お知らせ・通知」をご覧ください。

3 工事日誌の取扱いの変更について

工事日誌については、約款に基づき監督員へ提出しなければならない書類から福島県共通仕様書に基づき提出を求められた場合には提示する書類の取扱いといたします。

※工事日誌の様式は市の様式がなくなることより、県の共通仕様書の様式を使用することとなります。（県の様式は今までの市の様式と同様の様式です。）

4 工事に係る関係様式について任意様式の代用について

事務手続きの簡素化を図るため、事前に監督員の確認を受ければ工事に係る関係様式について記載すべき事項がすべて記載されている場合には、任意の様式を持って代用できることとします。

※任意の様式とできる例

- ・ A4横の様式であるがA4縦でも可 その逆も可
- ・ 記載内容がきちんと網羅されている場合

5 工事写真（第21号様式）の様式の改正

「工事番号」の様式への追加及び「郡」「村」の表記削除をしました。

様式は4月1日以降、市ホームページ「会津若松市の入札・契約情報」>7. 関係例規等/様式」にあります。

事務担当 入札契約グループ (39-1217)